

2017 (平成29) 年度
京都市多文化施策審議会 報告書

京都市多文化施策審議会
2018年(平成30年)3月

目次

はじめに	1
I 京都市への提言	3
1 多文化・多世代の人たちが交流する機会を広げるとともに、 多文化共生の担い手育成に取り組むこと	4
2 国籍や文化的背景の違いを超えて、多文化理解を深められる取組を 充実させること	6
II 資料	9
1 2017（平成29）年度会議について	10
2 2016（平成28）年度提言を受けての京都市の取組	13
3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数	15
京都市多文化施策審議会第4期委員名簿	17
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）	18
京都市多文化施策審議会規則	20

はじめに

1200年を超える歴史と文化が息づくまち・京都においては、目指すべき都市の理想像として、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」が示され、その実現を期して、「京都市国際化推進大綱」が策定されました。また、京都市基本計画においても国際化に関わる施策として、「多文化が息づくまちづくりの推進」を掲げ、取組が進められています。

京都市に暮らす外国人や外国に文化的背景を持つ方々が、来日に至った経緯は様々で、悩みや不安もそれぞれ異なっています。外国籍市民等の受入れに対する日本人側の考え方は人によって異なっていますが、すでに多様な文化の人々が住むこの京都市において必要なのは、まずは多様な文化を相互に認め合うことなのではないでしょうか。今年度の提言の根底には、こうした思いがあります。

第4期委員による京都市多文化施策審議会は、この2年間、「多文化共生の地域づくり」をテーマに、差別をゆるさないまちづくりや市民の交流のための場所や機会の充実、多文化共生の担い手育成、多文化理解の取組の充実、外国籍市民等が直面する福祉や教育における課題など、京都市が取り組むべき課題について議論を重ねてきました。第4期委員による審議会は今年度で終了しますが、来年度から始まる第5期委員の審議会にバトンを託し、多文化共生を促進するさらなる議論が尽くされることを願います。

今年度の提言を踏まえ、外国籍市民を含むすべての人々が、暮らしやすく活躍できるまちづくりの推進が京都市全域に広がっていきますことを心から期待いたします。

京都市多文化施策審議会 座長 浜田 麻里

【提 言 1】

多文化・多世代の人たちが交流する機会を広げるとともに、
多文化共生の担い手育成に取り組むこと

【背景と取り組むべき事項】

本市に暮らす外国籍市民数は、ここ数年増加しており、平成29年12月末現在で44,282人に上っている。外国籍市民等が来日した理由は、歴史的経緯による場合や本人の意思による場合など様々である。中には本人の意思と関係なく家族の都合で来日したため、居場所が見つけれず孤独を感じたり、言葉の問題のために日本での学習についていけないなど、様々な課題を抱えることも多い。一方、外国籍市民等がより暮らしやすいまちづくりを進めるため、居場所作りや生活支援、学習支援に取り組む団体等もあるが、そこでは支援の担い手が不足しているという課題もある。

そこで、外国籍市民等にとっては悩みを相談できるような居場所になり、日本人にとっては外国籍市民等への理解を深めることができる、そんな多文化・多世代の人たちが交流できる機会を広げていくことが重要である。また、地域に多文化共生のネットワークを広げていくためには担い手の育成と確保が重要である。

たとえば「東九条こども食堂」は、東九条地域にある在日大韓基督教会京都南部教会が、在日コリアンの多い同地域に役立つ活動の一つとして、子どもたちへの食事を提供することから始まったが、それだけでなく、保育園は一緒だったが小学校は分かれてしまった子どもたちが友達に会うためにやって来たり、一人暮らしのお年寄りが子ども達と賑やかに食事ができることを楽しみに訪れている。また、「バザールカフェ」では、国籍、人種、性別、年齢など様々な違いを持った人たちが交流を深め、自分らしく生きられる居場所となるよう、様々な背景を持つ人々のためにミーティングの開催やプログラムの提供を行っている。これらの場所は、食事の提供という本来の食堂やカフェの目的を超えて、多文化・多世代の人々の交流の場となっている。

こうした多文化交流の機会やつながりを広げていくためには、市民や外国籍の

かたがた たぶん かきょうせい かん りかい かんしん たか にな て いくせい かくほ
方々の多文化共生に関する理解・関心を高めるとともに、担い手の育成と確保にも
つなげていくことが求められる。そこで、イベントの周知等に加え、多文化共生に
かか とりくみ おこな こじん だんたい かつどうないよう とりくみ けい い か だいとう じょう
関わる取組を行っている個人や団体の活動内容や取組の経緯、課題等について、情
ほうていきょう じゅうよう
報提供していくことが重要である。

たぶん かきょうせい にな て そだ がいこくせきし みんとう じぶん しゅうしん
そして多文化共生の担い手が育っていくためには、外国籍市民等が自分の出身や
ぶん かてきはいけい じしん も おな しゅうしん ぶん かてきはいけい ほか しみん そうだん の じ
文化的背景に自信を持ち、同じ出身や文化的背景の他の市民の相談に乗ったり、自
こく ぶん か せつきよくてき ほっしん かつやく ば ひつよう
国の文化を積極的に発信するなど、活躍できる場が必要である。そうしたことから、
こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい きょうと し こくさいぶん か しみんこうりゅうそくしん じぎょう こくさい
(公財)京都市国際交流協会の「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」や国際
りかい がいこく りょうり ぶん か たの
理解プログラム「PICNIK」、外国の料理や文化を楽しむ「kokokaオープン
デイ」や「東九条マダン」のような楽しく親しめる催しを通じて、外国籍市民等が
じしん はいけい れきし ぶん か せいかつしゅうかん ほっしん つた き
自身の背景となる歴史や文化、生活習慣などを発信し、伝えていくことができる機
かい さら ひろ じゅうよう
会を更に広げていくことが重要である。

しょうらい たぶん かきょうせい にな て がいこくじん じどうせい ととう みづか
さらに、将来の多文化共生の担い手となる外国人児童生徒等が自らのアイデンティ
ティを確立していく上では、自分の思いや悩みを表現し、共有できる言語を守るこ
とが大切であり、子どもたちが母語に触れて育つ環境づくりを進めていくことも重
よう
要である。

とりくみ すす さまざま せだい こくせき ぶん かてきはいけい も ひとびと
こうした取組を進めていくことで、様々な世代や国籍、文化的背景を持つ人々の
こうりゅう ひろ たぶん かきょうせい にな ひとびと ふ さまざま ぶん かてきはいけい かが かた も
交流が広がり、多文化共生を担う人々が増え、様々な文化的背景や考え方を持つす
べての市民が暮らしやすいまちづくりが進むと考える。

【提 言 2】

国籍や文化的背景の違いを超えて、 多文化理解を深められる取組を充実させること

【背景と取り組むべき事項】

多文化が息づくまちづくりのためには、外国籍市民等の背景にある多様な文化を理解することが必要不可欠である。とりわけ京都は、外国の文化を取り入れて発展してきたまちである。折りしも京都市では、昨年、日中韓の文化交流を図る「東アジア文化都市」が開催されるとともに、京都にも訪れて様々な文化交流を行った朝鮮通信使の関連資料がユネスコ世界記憶遺産に登録され、京都での交流事業が行われた。また、今年は「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」の理想を掲げた「世界文化自由都市宣言」から40周年の節目の年にあたる。さらに今後、文化庁の京都への全面的移転も予定されている。

こうした機会にこそ、文化を通じて多文化理解が地域に広がり、それが暮らしやすいまちづくりの実現につながることに着目したい。日常的に様々な文化と触れ合い、その出会いを楽しむことで、多様性に対する受容性を高め、多様な価値観を培うことができる。このことは、伝統文化や食、スポーツ、教育など様々な文化活動において見られることである。多様性を尊重する人々が増えることが、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりにつながるのである。そして、文化を伝えていく担い手は、その文化の発祥の地の出身者である必要はない。

そこで、自分の出身地の文化を伝えるにとどまらず、たとえば日本人であっても外国の文化の担い手になったり、外国人であっても日本の文化の担い手になるなど、国籍や文化的背景の違いを超えて様々な文化の担い手を育て、多様な文化を享受できる環境づくりのための取組が重要となる。

たとえば本市には、ヨーロッパ出身の方が日本のお茶文化の普及に取り組んだり、日本人が中国武術を指導する活動を行うなど、出身国や文化的背景の違いを超えて、

ぶんか でんしょう と く かた
文化の伝承に取り組む方がいる。

そこで、市内で行われている様々な多文化理解の取組についての情報を、ソーシャルメディアなどを通じてより多くの人に多言語で発信するなど、外国籍市民等も日本人も多文化を学ぶ機会をもっと増やせるよう取り組んでいくことが重要である。

一方で、福祉の現場で、文化の違いに対して配慮が不十分であるために、例えば、外国籍市民等が食べられない食事を出されたり、学校や保育所等で、先生が帰国外国人児童生徒等に対して文化的な背景に配慮した対応をできずに、知らないうちに子どもを傷つけてしまう問題が指摘されている。

また、国籍は日本であっても文化的背景は別の国にある中国帰国者や在日コリアンの場合は、日本の文化に親しんでいないために、日本人高齢者と同じ福祉施設に入っても孤立化してしまうといった問題も指摘されている。

こうした問題は、支援にあたる職員や教員の多文化理解が不足していることに起因しており、理解の促進を図ることで解消していくものである。

そこで、福祉の現場や行政窓口など、外国籍市民等と対応することの多い職員、帰国外国人児童生徒等が多い学校の教職員については、本市に暮らす外国籍市民等の文化的背景や背景となる国の文化への理解を深めるため、職員向けに多文化理解を深める研修を充実させることが重要である。

こうした取組を進めていくことにより、様々な文化についての市民の理解と寛容さが高まり、多文化共生のまちづくりが促進されると考える。

Ⅱ 資料

1 2017 (平成29) 年度会議について

2017 (平成29) 年度には、「多文化共生の地域づくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

第1回会議

日時：2017 (平成29) 年6月20日 (火)

場所：バザールカフェ

議題：外国籍市民等と地域コミュニティ①

報告：「東九条こども食堂」の試みから

(報告者：在日大韓基督教会京都南部教会 許伯基様)

「一人の人から始まる大切さ 人と人との出会いの場

——バザールカフェ活動報告——

(報告者：バザールカフェ 小島麗華様, 狭間明日実様)

第2回会議

日時：2017 (平成29) 年9月12日 (火)

場所：有斐斎弘道館

議題：外国籍市民等と地域コミュニティ②

報告：「有斐斎弘道館～伝統文化を世界に～」

(報告者：チースレロヴァー・クリスティーナ委員)

だい かいかい ぎ
第3回会議

にち じ へいせい ねん がつ にち か
日 時：2017（平成29）年11月28日（火）

ば しょ きょうと しやくしよ
場 所：京都市役所

ぎ だい がいこくせきし みんとう ち いき
議 題：外国籍市民等と地域コミュニティ③

ほう こく シーヤンホン かい かつどう
報 告：「夕陽紅の会の活動について」

ほうこくしゃ ふくやましりつだいがくと しけいえいがく ぶじゆんきょうじゆ まきた ゆきふみさま
(報告者：福山市立大学都市経営学部准教授 牧田幸文様)

じょ き せいちゆうこく ぶじゆつけんきゅうかい
「徐其成中国武術研究会について」

ほうこくしゃ じよげん い いん
(報告者：徐言偉委員)

だい かいかい ぎ
第4回会議

にち じ へいせい ねん がつ にち か
日 時：2018（平成30）年1月23日（火）

ば しょ きょうと しやくしよ
場 所：京都市役所

ぎ だい へいせい ねん どていげん
議 題：「2017（平成29）年度提言について」

かい ぎ おも いけん ていげん ほんえい のぞ
会議での主な意見（提言に反映されたものを除く。）

- ことば もんだい おお ことば ひと かか しょうきよくてき
1 言葉の問題は大きい。言葉ができないと、人と関わりたくないと言消極的になる。
にほんご がくしゅうしえん じゅうよう
日本語の学習支援が重要である。
- ぶん か つた ほんしつ つた たいせつ
2 文化を伝えるときは、本質を伝えることが大切である。
- たぶんか こうりゅう でんとうぶんか わかもの じゅうよう
3 多文化交流のためには、伝統文化と若者をつなぐアプローチも重要である。た
りゅうがくせい なか にほんぶんか ふ にほんご まな き
例えば留学生の中には、日本の文化に触れたくて日本語を学びに来ているとい
ひと にほんご まな ちゃ はな まな に
う人もいるので、日本語を学びながらお茶やお花が学べるようにするなど、日
ほん でんとうぶんか わかもの つた
本の伝統文化を若者に伝えていけるとよい。

- 4 ^{にほんご}日本語ができないために^{しえん ひつよう ひかい ごしゃ}支援が必要な被介護者がどれくらいいるのか、^{とうけい}統計がないため^わ分からない。^{ちようさ ひつよう}こうした調査が必要である。
- 5 ^{にほんごきょうしつ とお}日本語教室を通して、^{わかもの たぶんか なに まな}ボランティアの若者が多文化とは何かを学ぶことができる。^{たぶんかりかい}多文化理解のためには、^{しよく とお}スポーツ、食などを通して^{ひと かか}いろいろな人が関わる^{しく づく ひつよう}仕組み作りが必要である。
- 6 ^{がいこくじん なか}外国人の中には、^{おや つごう かぞく つごう}親の都合や家族の都合により、^{にほん き}日本に来たくないけれど^き来て^{ひと}いる人もいる。^{がいこくじん ひつよう}そうした外国人へのサポートが必要である。
- 7 ^こ子どものときから^{さまざま ぶんか ふ}様々な文化に触れる^{きかい つく}機会を作ることが^{だいじ}大事である。

2 2016 (平成28) 年度提言を受けての京都市の取組

さくねん ど へいせい ねん ど ほんしん ぎ かい ていげん う きょうと し 2016 (平成28) 年度の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

【提言1】外国籍市民等に対する差別や偏見のないまちづくりを進めるため、外国籍市民等についての理解を深める取組を充実させること

【2017 (平成29) 年度の取組】

(1) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発ポスター・チラシの掲示・配架など

12月の人権月間に合わせ、法務省作成のヘイトスピーチに焦点を当てた啓発ポスター及びチラシを、区役所・支所、図書館、地下鉄駅構内等、市内100箇所を超える関係各所に掲示及び配架した。

また、京都府作成のヘイトスピーチに関する啓発冊子及び法務省作成のヘイトスピーチに関する啓発漫画冊子も市内関係各所へ配布し、啓発に取り組んだ。

(2) 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会2017京都大会の開催

11月18日、19日の2日間、日韓親善友好の歴史的資産である朝鮮通信使を支えた「誠信の交わり」の精神を広く普及することにより、日韓の交流促進・相互理解を図り、多文化共生の意識啓発を図ることを目的に、「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会」を開催。基調講演や創作舞踊劇、朝鮮通信使再現行列等を市内各所で実施した。

(3) 世界の絵本展の取組の拡充

毎年、京都市国際交流会館で実施している、絵本を通して世界の文化に親しむ「世界の絵本展」について、今年度は絵本に加えて多言語の紙芝居を充実させ、子どもたちの多文化理解の促進に取り組んだ。

【提 言 2】てい げん 外国籍市民等がいこくせき し みんとう と日本人にほんじん の交流こうりゅう を深めるための場所ばしょ や機会きかい を充実じゅうじつ させること

【2017 (平成29) 年度へいせい ねん ど とりくみ の取組】

(1) 友好都市青少年会議ゆうこう と し せいしょうねんかいぎ の開催かいさい

8月2日～4日の3日間がつふつ か よつ か みっ か かん きょう と し ゆうこう と し、京都市りゅうがくせい の友好都市きょう と し りつこうこうせい からの留学生ふん か と京都市立高校生かんきょう が「文化」か だ い かいけつさく、「環境」ぎ ろ ん、「グローバル」こうどう をテーマに、課題てい おこな と解決策かい ぎ とお について議論こうこうせい をし、「行動プラン」がいこく ぶん か の策り かい ぶん か 定さく を行った。会議てい を通して、高校生り かい ぶん か は外国さく の文化さく について理解り かい ぶん か を深めることができた。

(2) 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会2017京都大会ちょうせんつうしん し の様々な媒体ぜんこくこうりゅうかい を通じた周知きょう と たいかい

日韓さまざま ばいたい つう しゅう ち の交流促進しゅう ち ・相互理解しゅう ち を図り、多文化共生おこな の意識啓発おこな を図るといふ本事業おこな の目的おこな のため、より多くの市民おお し みる に参加おお いただくために様々な媒体さまざま ばいたい つう しゅう ち を通じた周知おこな を行った。

具体的には、チラシぐ たい て き、ポスターさくせい を作成し ない かん けい し せつ し、市内関係施設とう かい か けい じ やイベントとう かい か けい じ 等で配架・掲示とう かい か けい じ したほか、市民し みる しんぶんし みる、kokokaきょう と し こくさいこうりゅうかい かん 京都市国際交流会館きょう と し ち い き た ぶん か こうりゅう のメルマガきょう と し ち い き た ぶん か こうりゅう、京都市地域・多文化交流ネットきょう と し ち い き た ぶん か こうりゅう ワークサロンのfacebookひがし ぶん か と し きょう と こうほうばいたい、東アジア文化都市2017京都ひがし ぶん か と し きょう と こうほうばいたい の広報媒体ひがし ぶん か と し きょう と こうほうばいたい (ポスター、チラシ、HP など)、大学だいがく コンソーシアム京都きょう と のメルマガ等きょう と を通じた積極的とう つう せつきょく てき こうほう おこな な広報きょう と を行った。

(3) 「やさしい日本語」にほんご の啓発けいはつ パネルてん じ の展示

「やさしい日本語」にほんご の普及啓発ふきゅうけいはつ を目的もくてき に、「やさしい日本語」にほんご の仕組みしく や参考例さんこうれい を記載きざい したパネルさくせい を作成じんけんけいはつ し、人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト2018」じんけんけいはつ においてけい じ 掲示けい じ した。

3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

(1) 国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

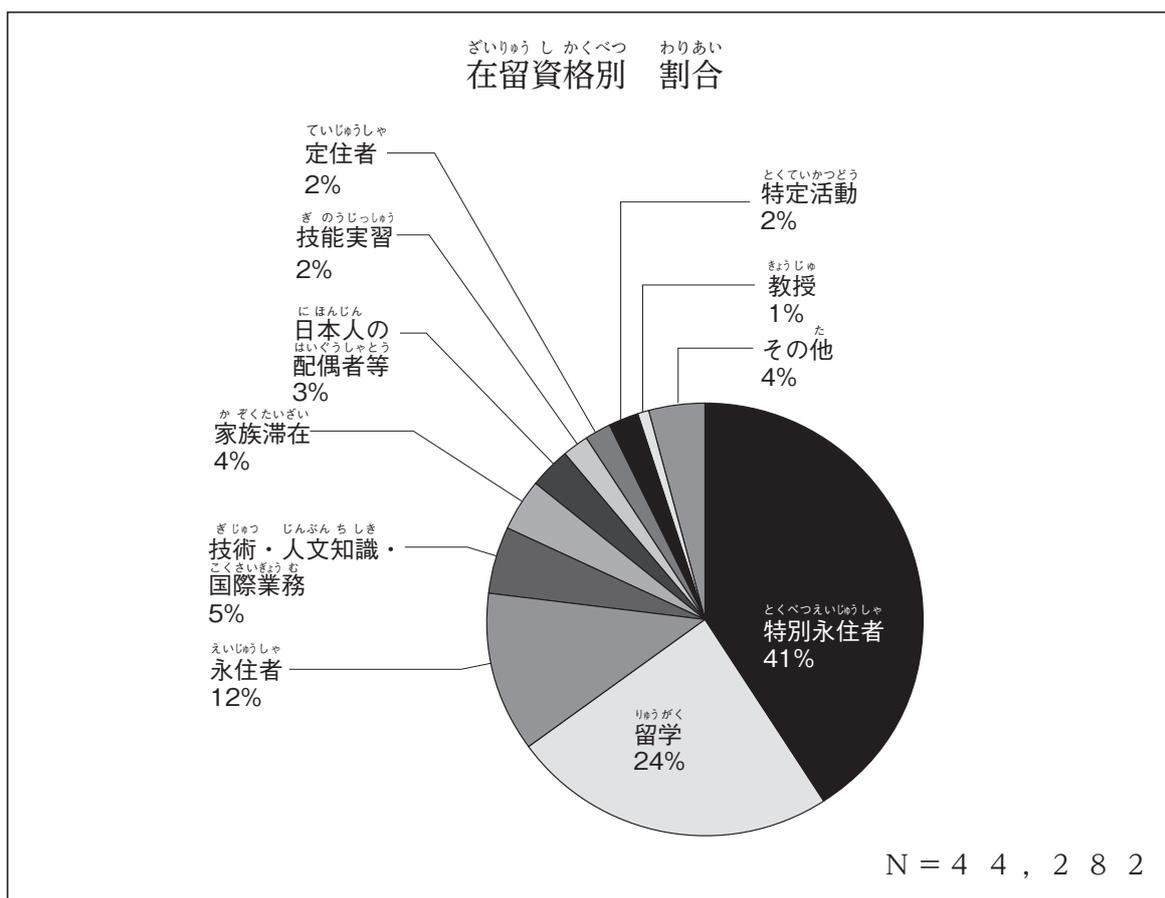
2017 (平成29) 年12月末現在 単位 (人)

国籍 (出身地)	登録者数	国籍 (出身地)	登録者数	国籍 (出身地)	登録者数										
韓国	19,617	デンマーク	20	ブルキナファソ	4										
中国	11,345	オーストリア	19	マリ	4										
ベトナム	1,696	ノルウェー	18	レバノン	4										
朝鮮	1,482	カザフスタン	17	アルバニア	3										
台湾	1,419	ギリシャ	17	エルサルバドル	3										
米国	1,132	シリア	17	グアテマラ	3										
フィリピン	1,065	ブルガリア	17	ニカラグア	3										
インドネシア	620	ラオス	16	ベラルーシ	3										
フランス	564	アルゼンチン	14	ラトビア	3										
ネパール	500	チェコ	14	ルクセンブルク	3										
タイ	405	チリ	14	ウルグアイ	2										
英国	394	スロバキア	13	ガーナ	2										
インド	337	ウズベキスタン	12	キューバ	2										
カナダ	268	ナイジェリア	12	クウェート	2										
ドイツ	265	パレスチナ	12	グルジア	2										
オーストラリア	240	ポルトガル	12	コートジボワール	2										
イタリア	181	コンゴ民主共和国	11	コスタリカ	2										
マレーシア	181	ジャマイカ	10	ザンビア	2										
ロシア	171	スーダン	9	シエラレオネ	2										
ブラジル	139	リビア	9	セルビア	2										
スリランカ	138	チュニジア	8	ソロモン	2										
ミャンマー	116	ボリビア	8	ドミニカ共和国	2										
スペイン	107	マダガスカル	8	パナマ	2										
バングラデシュ	92	エストニア	7	ブルネイ	2										
モンゴル	91	クロアチア	7	ベナン	2										
エジプト	79	サウジアラビア	7	ホンジュラス	2										
メキシコ	76	ジンバブエ	7	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2										
ニュージーランド	73	トンガ	7	モーリシャス	2										
ペルー	73	ヨルダン	7	アラブ首長国連邦	1										
シンガポール	68	ウガンダ	6	アンドラ	1										
スウェーデン	59	ギニア	6	イエメン	1										
イラン	58	スロベニア	6	ガンビア	1										
トルコ	57	セネガル	6	キリバス	1										
カンボジア	55	パラグアイ	6	グレナダ	1										
オランダ	50	モザンビーク	6	コンゴ	1										
スイス	49	モロッコ	6	サモア	1										
フィンランド	49	アンゴラ	5	スワジランド	1										
ベルギー	47	バプアニューギニア	5	セルビア・モンテネグロ	1										
イスラエル	37	ベネズエラ	5	ソマリア	1										
ルーマニア	36	リトアニア	5	タジキスタン	1										
アイルランド	35	アイスランド	4	バーレーン	1										
南アフリカ共和国	33	アゼルバイジャン	4	パラオ	1										
アフガニスタン	29	アルジェリア	4	ボツワナ	1										
ハンガリー	28	エチオピア	4	マラウイ	1										
ポーランド	28	オマーン	4	モルディブ	1										
ウクライナ	27	ガボン	4	モルドバ	1										
キルギス	24	カメルーン	4	南スーダン	1										
ケニア	23	キプロス	4	無国籍・未確定	41										
コロンビア	22	タンザニア	4	合計 (147 箇国・地域)	44,282										
パキスタン	22	フィジー	4												
<p><参考></p> <p>過去5年間の外国籍の住民基本台帳登録者数</p> <table border="1"> <tr><td>平成24年</td><td>40,676</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>40,323</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>40,565</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>41,609</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>42,567</td></tr> </table>	平成24年	40,676	平成25年	40,323	平成26年	40,565	平成27年	41,609	平成28年	42,567	<p>※「無国籍・未確定」について</p> <p>日本で出生届が出され、在留資格を取得するまでの間にいる子や、パスポート等、国籍を確認する書類をお持ちでない方など。</p>				
平成24年	40,676														
平成25年	40,323														
平成26年	40,565														
平成27年	41,609														
平成28年	42,567														

(2) 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2017年(平成29)年12月末現在 (単位:人)

在留資格	人数
特別永住者	18,226
留学	10,785
永住者	5,338
技術・人文知識・国際業務	2,153
家族滞在	1,864
日本人の配偶者等	1,485
技能実習	896
定住者	725
特定活動	625
教授	588
その他	1,597
総数	44,282



きょうと したぶんか しざくしんぎ かいだいい き いんめいぼ
 京都市多文化施策審議会第4期委員名簿

けいしやうりやく こじやうおんじゆん
 (敬称略・五十音順)

	し めい 氏 名	しやくめいまた こくせき はいけい くに 職名又は 国籍・背景となる国
指 名 委 員	あんどう 安藤いづみ	こうざい きやうと りじ (公財) 京都YWCA理事
	そん み へん 孫美幸	おおさかだいがくだいがくいんこうし 大阪大学大学院講師
	はま だ まり 浜田麻里	きやうと きやういくだいがくきやうじゆ 京都教育大学教授 こうざい きやうと しこくざいこうりやうきやうかいりじ (公財) 京都市国際交流協会理事
	むら い しげみつ 村井繁光	ふし み せいしやうねんかつどう しよちやう 伏見青少年活動センター所長
	やまうちきよし 山内清	きやうと しこくざいこうりやうかいかんかんちやう 京都市国際交流会館館長 こうざい きやうと しこくざいこうりやうきやうかいせん むりじ (公財) 京都市国際交流協会専務理事
市 民 公 募 委 員	ウィリアム・ホール	[イギリス]
	カルドネル 佐枝	[日 本]
	キム・ファン	[韓 国]
	サボー・ジュジャンナ	[ハンガリー]
	徐言偉	[日 本]
	チースレロヴァー・クリスティーナ	[チェコ]
	デリック・マカタンタン	[アメリカ]

- 任期は2016 (平成28) 年4月1日から2018 (平成30) 年3月31日
 までの2年間
- 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出

きょうと ししこう きかん ふぞくきかん せっちとう かん じょうれい しょう
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

しゆし
(趣旨)

だい じょう
第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等
かん ひつよう じこう さだ
に關し必要な事項を定めるものとする。

せっち
(設置)

だい じょう
第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任す
じ むなら いん ていすうおよ にんき しちょう ふぞくきかん べつひょうだい きょういく いんかい ふ
る事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあっては別表第1、教育委員会の附
ぞくきかん べつひょうだい
属機関にあっては別表第2のとおりとする。

- 2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が
ぜんこう ふぞくきかん しちょう た ししこう きかん さだ
1年以内の附属機関を置くことができる。
- 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に
しちょう た ししこう きかん ぜんこう きてい ふぞくきかん せっち むね しかい
報告しなければならない。

いん
(委員の委嘱等)

だい じょう
第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5
だいいち じょう おな だい じょう がくしきけいけん もの た ふぞくきかん
条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関
たんにん じ む おう ししちょう てきとう みと もの ししちょう いしよく また にんめい
が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命す
る。

いん
(委員の任期の特則等)

だい じょう だい じょうだい ころ きてい ほけつ ふぞくきかん いん にんき ぜんにんしゃ ざんにんき かん
第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

- 2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

とくべつ いん
(特別委員及び専門委員)

だい じょう
第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、
せんもん じ じこう ちゆうさ ひつよう また しんぎ ひつよう とくべつ いん
専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、
とくべつ いん およ せんもん いん がくしきけいけん もの た ししちょう てきとう みと もの
市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に
ししちょう いしよく また にんめい
関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

ぶかい
(部会)

だい じょう
第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認
せんもん じ じこう ちゆうさ また しんぎ ひつよう みと
めるときは、部会を置くことができる。

- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることが
ふぞくきかん けつぎ ふぞくきかん けつぎ
できる。

ひみつ まも ぎ む
(秘密を守る義務)

だい じょう
第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らして
だいいち じょう おな だい じょう がくしきけいけん もの た ふぞくきかん けつぎ
はならない。その職を退いた後も、同様とする。

いん
(委任)

だい じょう
第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に關し必要な事項は、市長等が定める。

附 則
しこうきじつ
 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
略	略	略	略
京都市多文化 施策審議会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年
略	略	略	略

2 (以下略)

きょうと したぶんか しさくしんぎかい きそく
京都市多文化施策審議会規則

しゆし
(趣旨)

だい じょう きそく きょうと ししつこうきかん ふぞくきかん せつちとう かん じょうれいだい じょう きてい もと
第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、
きょうと したぶんか しさくしんぎかい い か しんぎかい かん ひつよう じこう さだ
京都市多文化施策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ざちよう
(座長)

だい じょう しんぎかい ざちよう お
第2条 審議会に座長を置く。

2 ざちよう いいん ごせん さだ
座長は、委員の互選により定める。

3 ざちよう しんぎかい だいひよう かいむ そうり
座長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 ざちよう じこ ざちよう しめい いいん しょくむ だいいり
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

しやうしゅうおよ ぎじ
(招集及び議事)

だい じょう しんぎかい ざちよう しやうしゅう ざちようおよ しょくむ だいいり もの ざいにん
第3条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないとき
しんぎかい しちやう しやうしゅう
の審議会は、市長が招集する。

2 ざちよう かいぎ ざちよう
座長は、会議の議長となる。

3 しんぎかい いいん かはんすう しゅうせき かいぎ ひら
審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 しんぎかい ぎじ しゅうせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう ざちよう けつ
審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ
る。

5 しんぎかい ひつよう みと いいん いがい もの たい いけん ちんじゆつ せつめい た
審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の
ひつよう きやうりやく もと
必要な協力を求めることができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう しんぎかい しよむ そうごうき かくきよく おこな
第4条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

ほそく
(補則)

だい じょう きそく さだ しんぎかい うんえい かん ひつよう じこう ざちよう さだ
第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ちゅうりやく
(中略)

ふそく
(附則)

しこうきじつ
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい
京都市多文化施策審議会
2017 (平成29) 年度報告書

2018 (平成30) 年3月発行

きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい
京都市多文化施策審議会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.lg.jp